(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　大阪府柏原市役所

○国土交通省告示第百九十号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百二号）第四十一条第二項の規定に基づき、東日本大震災に係る同条第一項の区域を次のように告示する。

平成二十四年二月二十二日

国土交通大臣　前田　武志

青森県八戸市、岩手県宮古市、大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村及び九戸郡野田村、宮城県仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、遠田郡涌谷町、同郡美里町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町、福島県福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達郡桑折町、同郡国見町、岩瀬郡鏡石町、西白河郡矢吹町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及び相馬郡新地町、茨城県水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、神栖市、行方市及び鉾田市、千葉県旭市、我孫子市、浦安市及び香取市並びに長野県下水内郡栄村の区域

附　則

平成二十三年国土交通省告示第六百八十八号は、廃止する。

○海上保安庁告示第四十五号

航路標識の位置の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年二月二十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	徳山下松港Ｎ－七埋立工事Ｆ灯浮標
位置	
所在地	山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の南南西方約五四〇メートル）
北緯	三四－〇二－四四
東経	一三一－四四－二七
変更した事項	
位置	
所在地	山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の南南西方約八三〇メートル）
北緯	三四－〇二－三七
東経	一三一－四四－一八
変更年月日	平成二十四年一月五日
名称	徳山下松港Ｎ－七埋立工事Ｇ灯浮標
位置	
所在地	山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の南南西方約六三〇メートル）
北緯	三四－〇二－四四
東経	一三一－四四－二一
変更した事項	
位置	
所在地	山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の南南西方約九九〇メートル）
北緯	三四－〇二－三八
東経	一三一－四四－〇八
変更年月日	平成二十四年一月五日
名称	徳山下松港Ｎ－七埋立工事Ｈ灯浮標
位置	
所在地	山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の西南西方約八八〇メートル）
北緯	三四－〇二－四四
東経	一三一－四四－〇八
変更した事項	
位置	
所在地	山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の西南西方約一・〇キロメートル）
北緯	三四－〇二－四三
東経	一三一－四四－〇三
変更年月日	平成二十四年一月五日
名称	徳山下松港Ｎ－七埋立工事Ｉ灯浮標
位置	
所在地	山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の西南西方約一キロメートル）
北緯	三四－〇二－四四
東経	一三一－四四－〇一
変更した事項	
位置	
所在地	山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の西南西方約一・一キロメートル）
北緯	三四－〇二－四八
東経	一三一－四三－五七
変更年月日	平成二十四年一月五日

○海上保安庁告示第四十六号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年二月二十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約三・六キロメートル）
北緯	三五－三四－五八
東経	一三九－四九－二一
塗色及び構造	黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離	四・五海里
点灯年月日	平成二十四年一月六日
記事	東京都東京港建設事務所管理
名称	東京新海面処分場Ｂブロック灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約三・八キロメートル）
北緯	三五－三四－五二
東経	一三九－四九－二六
塗色及び構造	黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離	四・五海里
点灯年月日	平成二十四年一月六日
記事	東京都東京港建設事務所管理
名称	東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約三・九キロメートル）
北緯	三五－三四－四六
東経	一三九－四九－三一
塗色及び構造	黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離	四・五海里
点灯年月日	平成二十四年一月六日
記事	東京都東京港建設事務所管理
名称	東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・一キロメートル）
北緯	三五－三四－四〇
東経	一三九－四九－三六
塗色及び構造	黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形